

宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携と協働により甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしい都市の実現のための取組をいう。以下同じ。）をはじめとして、市民の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) エイジフレンドリーシティの取組の推進に関すること
- (2) 健康維持・増進に関すること
- (3) スポーツ振興に関すること
- (4) 防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること
- (5) その他、両者が協議し、必要と認めること

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、第1項に規定するエイジフレンドリーシティの取組のほか、本協定の目的を達成するための取組においても相互に連携・協力をする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）1月20日

甲
宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川智子

乙
大阪市北区中之島6丁目2番40号
中之島インテス14階
大塚製薬株式会社 大阪支店
支店長 吉田卓史